一　施行者の名称　埼玉県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十六年建設省告示第二千九十五号和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道事業荒川右岸流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十六年十二月二十四日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　埼玉県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第三百五十五号東松山都市計画道路事業三・四・八号駅前東通線及び三・五・十四号本町通線
三　事業施行期間　自平成十九年十一月十六日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十一年建設省告示第千七百九十二号東京都市計画道路事業幹線街路環状第五の二号線
三　事業施行期間　自昭和六十一年十一月十四日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第二千百二号東京都市計画道路事業補助線街路第百三十六号線
三　事業施行期間　自平成三年十二月二十一日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第千六百八十八号東京都市計画道路事業補助線街路第九十四号線
三　事業施行期間　自平成六年七月二十五日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第二千四百二十四号東京都市計画道路事業補助線街路第六十二号線
三　事業施行期間　自平成六年十二月二十日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成三十年三月二十八日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千五百六十八号東京都市計画道路事業補助線街路第百二十五号線
三　事業施行期間　自平成七年九月七日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都世田谷区喜多見九丁目地内